



上下水道課からのお知らせ 水道管の凍結にご注意ください!

昨年1月に発生した記録的な寒波により県内で約2万7千世帯で影響が出ました。以下の点に注意して、水道管の凍結予防対策をお願いします。

● こんな時は凍結に注意 ●

冬場に長時間留守にする場合や、気温が氷点下4℃以下になると水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所、風当たりの強いところ、むき出しになっている水道管などは特に注意が必要です。

● 予防対策 ●

屋外に露出している水道管は、保温材(発砲スチロール)や布・毛布などを巻き、その上からビニールテープ等を巻き付けてください。特に給湯器、温水器への接続管の保温対策をお勧めします。

メーターを保護するために、メーターボックスの中に使い古しの毛布や布切れ、発砲スチロールを入れると保温効果があります。

● 凍結したときは… ●

自然に解けるのを待つか、タオルなどを巻き付けてぬるま湯をゆっくりとかけてください。
※熱湯だと水道管を破裂させるおそれがあります。

● 万一、水道管が破裂したら… ●

水道メーターから蛇口までの漏水については、個人の所有物であるため市では修理できません。使用される皆さんが、水道メーターボックス内にある止水栓を止め、水道工事店(市の指定給水装置工事業者)へ修理を依頼してください。

また、凍結が原因となる漏水や、地上に出ている配管、給水器等の漏水は減額免除することができません。水道メーター(メーターガラス)の破損や、水道メーター付近の漏水については下記までご連絡ください。

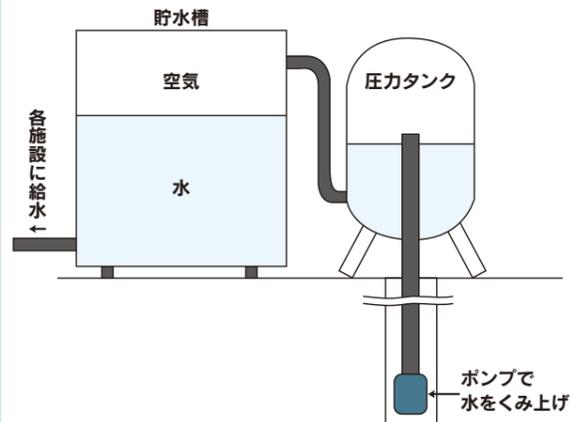
圧力タンク(水道施設)の取り扱いに注意してください!

県内において、地元が管理している小規模な水道施設の圧力タンクが破裂し、点検中の3名の方が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、水道施設の点検を再度行うとともに、圧力タンクを使用している場合は、特に次の点に注意し維持管理に努めてください。

水道施設等の圧力タンクについては、特に以下の点に注意してください。

- ◆ 異常があるときは、専門家に相談してください。
- ◆ メーカー等の定期点検を年に1回程度受けてください。
- ◆ 運転状況や使用年数により部品は劣化します。交換時期を表示するなど工夫して、定期的に部品の交換、修理を実施してください。
- ◆ 取扱説明書等を読み、使用上の注意点をきちんと把握してください。
- ◆ 使用上の注意点は、わかりやすい所に掲示し、確認できるようにしてください。
- ◆ 圧力タンクの上に物を置いたり、乗ったりしないようにしてください。
- ◆ 機器の耐用年数等を把握し、適切に機器の更新を行ってください。



問い合わせ
上下水道課▷ ☎0978-72-5197
武蔵地域産業建設課▷ ☎0978-68-1113
環境衛生課▷ ☎0978-72-9001

国見地域産業建設課▷ ☎0978-82-1114
安岐地域産業建設課▷ ☎0978-67-1116

高齢者支援課からのお知らせ

国東市配食サービス事業とは?

【事業の目的】調理が困難な在宅の高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を配達し、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するための事業です。

【事業の対象者】市で定めている利用基準を満たし、栄養改善、自立支援の観点から面接調査により必要と判断された方。
詳細につきましてはお問い合わせください。

【問合せ】 ● 高齢者支援課▷ 72-5189 ● 武蔵地域市民健康課▷ 68-1112
● 国見地域市民健康課▷ 82-1112 ● 安岐地域市民健康課▷ 67-1114

平成29年度

国東市配食サービス事業受託事業者を募集します。

1. 委託業務の内容:

- ①国東市が決定した調理が困難な在宅の高齢者等に、1日につき1食(夕食)を配達する。
- ②定期的に(毎回、ほぼ同じ時間)に配達するものとする。
- ③配達の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。
- ④1食当たりエネルギー量600~700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

2. 営業日:

配食日は原則として週5日以上とする。
ただし、年末年始(12/29~1/3)、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。

3. 配達区域:

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること

4. 委託期間:

平成29年4月1日~平成30年3月31日

5. 募集期間:

1月6日(金)~1月20日(金)

6. その他:

その他、事業概要や募集に係る詳細につきましては、国東市のホームページに掲載しておりますので、そちらを御参照ください。募集要項に沿ったサービスの提供が可能な事業受託候補者を募集します。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します

介護保険の保険料や各種介護サービスの必要量を調査するためのアンケートに、ご協力をお願いします。

【目的】どんな支援をどれくらいの方が必要としているかを調査・分析し、これからの介護保険の方向性や第7期(平成30~32年度)介護保険料を決定する重要な基礎資料とするため。

【対象者】市内の要介護1~5以外の高齢者(65歳以上)

【提出方法】郵送(2月上旬発送予定)された調査票に記入後、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに2月24日(金)(予定)までに返送してください。

※在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方(認定調査日が平成29年6月頃までの方)については、介護サービスの利用と「在宅継続」「就労継続」との関係性を分析するための調査を上記ニーズ調査とは別に市の認定調査員により実施しています。この調査につきましても、ご協力をお願いします。

問合せ先▷ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎0978-72-5189